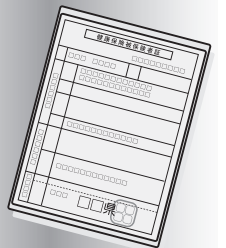


9月は「国民健康保険被保険者証」の更新時期です



保険証の有効期限

市では国民健康保険被保険者証（以下「保険証」）の有効期間を1年間とし、毎年9月に更新しています。今回は「平成25年10月1日から平成26年9月30日」が有効期間の保険証を交付します。

平成26年9月30日までに75歳になる方は誕生日の前日まで、また、退職者医療制度に該当している方で65歳になる方は誕生月の末日まで（月の初日が誕生日の場合はその前日まで）が有効期限になりますのでご注意ください。

※短期被保険者証、被保険者資格証明書に該当される方は、別に更新の案内をします

郵送時期

9月中旬頃

交付方法

保険証は簡易書留（受取時に捺印が必要）で郵送します。不在のときは、配達員が不在通知書を置いていきますので、郵便局へ連絡すると再配達してくれます。

郵便局での保管は概ね7日間のため、それ以降は市役所保険医療課国民健康保険係で保管します。連絡をいただければ再郵送します。

被保険者の異動の届出

窓口での交付を希望される方は本人か代理人であることを確認できるものが必要です。（代理人による受け取りを希望するときは、別に「委任状」が必要）

世帯主や家族の方に異動（転入、転出、他の健康保険への加入や離脱など）があったときは、必ず14日以内に担当まで届出をしてください

旧保険証の取り扱い

現在お持ちの保険証は平成25年9月30日までが有効期限ですので、それまでは大切に所持し、10月1日以降にハサミで切るなどして、各自で処分してください。

※保険証は身分証としても利用できる場合がありますので、紛失しないよう十分ご注意ください



修学者の手続き

大学や専門学校などへ通うために他市町村へ住民票を異動する場合は、手続きが必要です。

在学証明書か学生証、印鑑、保険証をお持ちの上、担当窓口までお越しください。（学校を卒業したり、就職したときなども手続きが必要）

脳ドック・短期人間ドック費用の一部助成を募集中

先に募集していただきました脳ドック（国保）・短期人間ドック（国保・後期高齢）費用の一部助成について、まだ定員に余裕がありますので追加申込を受け付けます。（先着順）

助成の条件など詳しくは広報だて7月号・8月号か市ホームページをご覧ください。



問
保険医療課
国民健康保険係
 （市役所 1階④番窓口）
 ☎23-3331
 内線281・284～286
大滝総合支所
 （☎68-6111）

9月10日は「下水道の日」

「下水道 水が笑顔になれる道」



25年度
下水道推進標語

「水」は川や海から大気中へ蒸発して雲になり、雨や雪として地上に降り注ぎます。降った雨や雪は川などに流れる中で再び蒸発するというように、地球上で常に循環しています。そして、私たちはその中で水を利用し生活しています。

この循環の中で、下水道は「私たちが汚した水をきれいにして川や海にもどす」といった重要な役割を担っています。下水道がなければ川や海が汚れ、いきものが生きていけなくなります。



また、下水道は、「まちに降った雨などを川や海まですみやかに排水し、浸水被害を防ぐ」という役割も果たしています。

このような下水道の役割について理解と関心を深めていただくため、毎年9月10日を「下水道の日」とし、下水道の普及を促進しています。

排水設備の設置はお早目に！

下水道は、河川や海の水質を保ち、快適な生活環境を守るために重要な役割を果たしていますが、整備した下水道を利用しなければ、その効果をあげることができません。

そこで、下水道に接続できるようになった区域として告示された後、6カ月以内に排水設備の整備、3年以内に水洗トイレへの改造が義務づけられています。

市では、一日も早く下水道を使っていただけのように、工事を行う方に、資金の貸し付けを行っています。

下水道への接続に必要な工事費、貸付制度などは次のとおりです。

- ① 標準的な工事費 50万円
- ② 工事の期間 3日程度
- ③ 貸付限度額 50万円
- ④ 工事・貸付の申請

伊達市排水設備指定工事店
※詳しくは、担当窓口か業者にお問い合わせください

下水道は正しく使いましょう

下水道は、家庭から出る汚水を、そのまま流すことができる大変便利な施設ですが、何でも流して良いというわけではありません。

下水道施設は多くの方が使用する公共性の高い施設ですから、ルールを守って正しく使いましょう。

STOP 生ごみや油を流さない

台所から出る生ごみや、てんぷら油などの廃油は、排水管のつまりの原因になりますので、適切に処理をしましょう。

STOP ガソリンやシンナーなど流さない

ガソリンやシンナーなど揮発性の高い危険物、その他の化学薬品は排水管を損傷する恐れや爆発を起こす危険性がありますので、絶対に流さないようにしましょう。

STOP 水洗トイレには溶ける紙を

水洗トイレには必ず水に溶けるトイレットペーパーを使用し、水に溶けないティッシュペーパーや紙オムツなどは流さないようにしましょう。

STOP 雨水は流せません

市では、雨水は道路側溝などを通して汚水とは別に流す分流式で管理していますので、雨水を下水道の汚水すに流さないようにしましょう。



問

水道部下水道課
(水道庁舎 ☎23-3331
内線411・413)